

請求省令改正に伴う諸届出書

(平成21年11月25日告示、平成21年11月26日施行)

1. 請求省令附則第五条による免除届出書(様式第1号)
レセコン未使用(手書き)の場合
2. 請求省令第六条第二項又は第三項による免除(非該当)届出書(様式第2号)
常勤の保険医・保険薬剤師が全員65歳以上の場合
3. 請求省令附則第四条第二項による猶予届出書(様式第3号)
レセコン購入から5年又はリース契約中の場合
4. 請求省令附則第四条第五項による猶予届出書(様式第4号)
電子レセプトによる請求が特に困難な場合
5. 請求省令第七条第一項による書面による請求の開始届出書(様式第5号)

請求省令改正に伴う諸届出書に関する提出先及び問合せ先

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978 番 26

茨城県市町村会館内

茨城県国民健康保険団体連合会

審査管理課 管理係

TEL 029 - 301 - 1557 (直通)

FAX 029 - 301 - 1577